

令和元年第2回（5月）議会臨時会会議録

招集年月日	令和元年5月10日		
招集の場所	川北町議会議場		
開会宣告日時	令和元年5月10日 午前11時19分		
閉議宣告日時	令和元年5月10日 午後1時49分		
応招議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
不応招議員	なし		
出席議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
	4番 井波秀俊	5番 山村秀俊	6番 西田時雄
	7番 田中秀夫	8番 苗代 実	9番 坂井 毅
	10番 山先守夫		
欠席議員	なし		
会議録署名議員	1番 山田勝裕	2番 宮崎 稔	3番 窪田 博
地方自治法第121条の 規定により説明のため 出席した者の職氏名	町 長 前 哲雄	副町長 山岡正見	教育長 室谷敏彦
	総務課長 川北征章	税務課長 中村都志子	住民課長 大山恭功
	福祉課長 村田真寿美	産業経済課長 吉岡友次	
	土木課長 山本忠浩	学校教育課長兼社会教育課長 中田利明	
職務のため議場に出席 を求めた者の職氏名	事務局長 奥村栄一		
議 事 日 程	別紙のとおり		
会議に付した事件	別紙のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		

令和元年第2回

議 事 日 程 (第1号)

川北町議会臨時会

令和元年5月10日午前10時開議

第1 仮議席の指定について

第2 選挙第1号 議長選挙について

令和元年第2回

追加議事日程(第1号の追加1)

川北町議会臨時会

令和元年5月10日午前10時開議

- 第1 議席の指定について
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 選挙第2号 副議長選挙について
- 第5 選任第1号 常任委員会委員の選任について
選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 第6 議員提出議案第1号 予算決算特別委員会設置に関する決議について(議題)
選任第3号 予算決算特別委員会委員の選任について
- 第7 議員提出議案第2号 広報編集特別委員会設置に関する決議について(議題)
選任第4号 広報編集特別委員会委員の選任について
- 第8 選挙第3号 白山石川医療企業団議会議員選挙について
- 第9 選挙第4号 能美介護認定事務組合議会議員選挙について
- 第10 選挙第5号 手取川流域環境衛生事業組合議会議員選挙について
- 第11 選挙第6号 手取郷広域事務組合議会議員選挙について
- 第12 選挙第7号 白山野々市広域事務組合議会議員選挙について
- 第13 選挙第8号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 第14 議案第19号 川北町監査委員選任につき同意を求めることについて

会 議 に 付 し た 事 件

- 選 挙 第 1 号 議長選挙について
- 選 挙 第 2 号 副議長選挙について
- 選 任 第 1 号 常任委員会委員の選任について
- 選 任 第 2 号 議会運営委員会委員の選任について
- 議員提出議案第1号 予算決算特別委員会設置に関する決議について
- 選 任 第 3 号 予算決算特別委員会委員の選任について
- 議員提出議案第2号 広報編集特別委員会設置に関する決議について
- 選 任 第 4 号 広報編集特別委員会委員の選任について
- 選 挙 第 3 号 白山石川医療企業団議会議員選挙について
- 選 挙 第 4 号 能美介護認定事務組合議会議員選挙について
- 選 挙 第 5 号 手取川流域環境衛生事業組合議会議員選挙について
- 選 挙 第 6 号 手取郷広域事務組合議会議員選挙について
- 選 挙 第 7 号 白山野々市広域事務組合議会議員選挙について
- 選 挙 第 8 号 石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 議案第19号 川北町監査委員選任につき同意を求めることについて

◇局長 奥村 栄一

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会となります。よって議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 107 条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

従いまして、只今、出席議員中、坂井 毅議員が年長議員ですので、ご紹介致します。坂井 毅議員、議長席にお着きください。

◇臨時議長 坂井 毅

只今、紹介されました坂井 毅でございます。

地方自治法第 107 条の規定によって、臨時に議長の職務を行ないます。どうぞよろしくお願い致します。

《開会宣告》

只今から、令和元年第 2 回川北町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

(午前 11 時 19 分)

《仮議席の指定》

◇臨時議長 坂井 毅

日程第 1 『仮議席の指定』を行います。仮議席は、只今着席の議席と致します。

《議長選挙》

日程第 2 選挙第 1 号『議長の選挙』を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

只今の出席議員数は、10 人です。

次に立会人を指名致します。

会議規則第 32 条第 2 項の規定によって、立会人に、山田勝裕君、宮崎 稔君、窪田博君を指名します。

それでは投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れは、ありませんか。

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

只今から投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いします。

(1 番～10 番まで投票)

投票漏れは、ありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

山田勝裕君、宮崎 稔君、窪田 博君、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票。有効投票 10 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち、苗代 実君、10 票。以上のおりです。

この選挙の法定得票数は、3 票です。

したがって、苗代 実君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

《当選の告知》

◇ 仮議長 坂井 毅

ただいま議長に当選された苗代 実君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

◇ 8 番 苗代 実

議長、8 番。

◇ 仮議長 坂井 毅

8 番 苗代 実君。

《議長当選承諾及び挨拶》

◇ 8 番 苗代 実

このたび、不肖私、議員の皆様方のご推挙によりまして、川北町議会議長の要職に就くことになりましたことは、誠に身に余る光栄であり、自らの浅学非才を顧みまして、責任の重さを一層、痛感している次第でございます。

しかし、ここに皆様方のご推薦を受けたうへは、町の発展と町民のために、誠心誠意、努力をしていく覚悟でございます。

皆様方におかれましては、今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげまして、甚だ簡単でございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◇ 臨時議長 坂井 毅

苗代議長、議長席にお着き願います。

これをもって、臨時議長の職務は全部終了致しました。

ご協力、ありがとうございました。

《議席の指定》

◇ 議長 苗代 実

追加日程第 1 『議席の指定』を行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定によって、只今着席のとおり指定します。

《会議録署名議員の指名》

◇ 議長 苗代 実

追加日程第 2 『会議録署名議員の指名』を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、1 番 山田勝裕君、2 番 宮崎 稔君、3 番 窪田 博君を指名します。

尚、地方自治法第 121 条の規定により、説明のために会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《会期の決定》

◇ 議長 苗代 実

追加日程第 3 『会期の決定』を議題に致します。

お諮りします。

本臨時会の会期は 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって会期は 1 日間に決定しました。

尚、これに基づく追加議事日程は、お手元へ配布しておきましたから、ご了承願います。

《副議長の選挙》

◇ 議長 苗代 実

追加日程第 4 選挙第 2 号『副議長の選挙』を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮り致します。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に西田時雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました西田時雄君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました西田時雄君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました西田時雄君が議場におられます。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

◇ 副議長 西田時雄

議長、6 番。

◇ 議長 苗代 実

6 番 西田時雄君。

◇ 副議長 西田時雄

このたび、皆様方のご推挙により町議会副議長に選ばれたことに対しまして、誠に身に余る光栄であり、またその責任の重さを痛感している次第でございます。

これからは、只今新しく就任しました苗代 実議長の下、議会運営に対しまして、誠心誠意努力していきたいと思っております。

皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

◇ 議長 苗代 実

それでは、ここで暫時休憩します。

(午前 11 時 38 分)

◇ 議長 苗代 実

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 44 分)

《常任委員会委員の選任》

追加日程第 5 選任第 1 号『常任委員会委員の選任』を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定によって、総務産業常任委員会委員に宮崎 稔君、窪田 博君、井波秀俊君、田中秀夫君、苗代 実。

教育民生常任委員会委員に山田勝裕君、山村秀俊君、西田時雄君、坂井 毅君、山先守夫君をそれぞれ指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり
異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、ただいま指名しました諸君を選任することに決定しました。

《議会運営委員会委員の選任》

◇議長 苗代 実

選任第2号 『議会運営委員会委員の選任』を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、井波秀俊君、山村秀俊君、西田時雄君、山先守夫君、苗代 実を指名したいと思えます。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり
異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員は、ただいま指名しました諸君を選任することに決定しました。

《予算決算特別委員会設置》

◇議長 苗代 実

追加日程第6 議員提出議案第1号 『予算決算特別委員会設置に関する決議について』を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

10番 山先 守夫君。

◇10番 山先 守夫

はい、議長10番。

『予算決算特別委員会設置に関する決議について』

議員提出議案第1号『予算決算特別委員会設置に関する決議について』、提案理由の説明を申し上げます。

以前より、予算・決算審査につきましては、住民の立場に立った意見や提言を心がけ、今日に至っております。

また、予算・決算に関する議案の分割付託審査については、不可分の原則との見解もあることから新たな審査方法を議論し、そのあり方について調査・研究を重ねてきたところです。

今後、更に重大な関心を持ち、前年度の政策評価から翌年度の予算編成や行財政指針に繋げることを旨とした、予算決算特別委員会を設置し、一体的に調査・審査をする必要があると判断しご提案した次第です。

どうか全会一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。提出者 山先守夫。

《質疑・討論・採決》

◇議長 苗代 実

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

山先守夫君ほか2名から提出されました『予算決算特別委員会設置に関する決議』のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、『予算決算特別委員会設置に関する決議について』は、可決されました。

《予算決算特別委員会委員の選任》

◇議長 苗代 実

選任第3号『予算決算特別委員会委員の選任』を行います。

お諮りします。

『予算決算特別委員会委員の選任について』は、委員会条例第7条第2項の規定によって指名したいと思います。

『予算決算特別委員会委員』に山田勝裕君、宮崎 稔君、窪田 博君、井波秀俊君、山村秀俊君、西田時雄君、田中秀夫君、坂井 毅君、山先守夫君、苗代 実を指名します。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、『予算決算特別委員会委員』は、只今指名致しました諸君を選任することに決定しました。

《広報編集特別委員会設置》

◇議長 苗代 実

追加日程第7 議員提出議案第2号

『広報編集特別委員会設置に関する決議について』を議題とします。

提出者より、提案理由の説明を求めます。

5番 山村秀俊君。

◇5番 山村 秀俊

議長、5番。

◇5番 山村 秀俊

『広報編集特別委員会設置に関する決議について』

議員提出議案第2号『広報編集特別委員会設置に関する決議について』、提案理由の説明を申し上げます。

この度、「議会だより」につきましては、議会の活動や流れを町民にわかりやすく伝えることを旨として、昭和56年11月1日に第1号が発行され、以降、平成31年2月1日には、第150号が発行されるまでに至っています。

そして、昭和56年に広報編集委員会が発足して以来、その調査・研究を重ねてきたところですが、今後更に重大な関心を持ち、広報・広聴活動を旨とした広報編集特別委員会を設置し、創意工夫をもって、住民の意向等を十分に考慮したわかりやすい紙面やお知らせが出来るよう、継続して調査、研究をする必要があると判断し、ご提案した次第です。

どうか、全会一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。提出者 山村秀俊。

《質疑・討論・採決》

◇議長 苗代 実

これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

議員提出議案第2号について、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

山村秀俊君ほか2名から提出されました『広報編集特別委員会設置に関する決議』のとおり決定することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、『広報編集特別委員会設置に関する決議について』は、可決されました。

《広報編集特別委員会委員の選任》

◇議長 山先 守夫

選任第4号『広報編集特別委員会の委員の選任』を行います。

お諮りします。

『広報編集特別委員会委員の選任について』は、委員会条例第7条第2項の規定によって指名したいと思います。

広報編集特別委員会委員に山田勝裕君、宮崎 稔君、窪田 博君、山村秀俊君、西田時雄君を指名します。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、広報編集特別委員会の委員は、只今指名しました諸君を選任することに決定しました。

各常任委員、議会運営委員及び予算決算特別委員、広報編集特別委員の方々は次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

それではここで、暫時休憩致します。

(午前 11 時 55 分)

◇議長 苗代 実

休憩前に引き続き会議を開きます。
(午後 1 時 31 分)

《各常任委員会、議会運営委員会、予算決算特別委員会、広報編集特別委員会委員の正副委員長互選》

◇議長 苗代 実

休憩中に行なわれました各常任委員会、議会運営委員会及び予算決算特別委員会、広報編集特別委員会において、それぞれ正副委員長が決定しましたので、報告します。

総務産業常任委員会委員長に井波秀俊君、同じく副委員長に宮崎 稔君。

教育民生常任委員会委員長に山村秀俊君、同じく副委員長に山田勝裕君。

議会運営委員会委員長に山先守夫君、同じく副委員長に井波秀俊君。

予算決算特別委員会委員長に坂井 毅君、同じく副委員長に山先守夫君。

広報編集特別委員会委員長に窪田 博君、同じく副委員長に宮崎 稔君がそれぞれ選任されましたので、報告します。

《白山石川医療企業団議会議員選挙》

◇議長 苗代 実

追加日程第8 選挙第3号『白山石川医療企業団議会議員選挙』を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定致しました。

白山石川医療企業団議会議員に田中秀夫君を指名します。

お諮り致します。

ただいま、議長が指名しました田中秀夫君を白山石川医療企業団議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました田中秀夫君が白山石川医療企業団議会議員に当選されました。只今、白山石川医療企業団議会議員に当選されました田中秀夫君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《能美介護認定事務組合議会議員選挙》

◇議長 苗代 実

追加日程第9 選挙第4号『能美介護認定事務組合議会議員選挙』を行います。

お諮り致します。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

能美介護認定事務組合議会議員に山村秀俊君、苗代 実を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました山村秀俊君、苗代 実を能美介護認定事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました山村秀俊君、苗代 実が能美介護認定事務組合議会議員に当選されました。

只今、能美介護認定事務組合議会議員に当選されました山村秀俊君、苗代 実が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《手取川流域環境衛生事業組合議会

議員選挙》

◇議長 苗代 実

追加日程第10 選挙第5号『手取川流域環境衛生事業組合議会議員選挙』を行いま

す。

お諮り致します。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

手取川流域環境衛生事業組合議会議員に苗代 実を指名します。

お諮り致します。

ただいま、指名をしました私を手取川流域環境衛生事業組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました苗代 実が手取川流域環境衛生事業組合議会議員に当選しました。

只今、手取川流域環境衛生事業組合議会議員に当選された苗代 実が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《手取郷広域事務組合議会議員選挙》

◇議長 苗代 実

追加日程第11 選挙第6号『手取郷広域事務組合議会議員選挙』を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

手取郷広域事務組合議会議員に苗代 実を指名します。

お諮り致します。

ただいま、指名しました私を手取郷広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました苗代 実が手取郷広域事務組合議会議員に当選しました。

只今、手取郷広域事務組合議会議員に当選された苗代 実が議場におります。

会議規則第33条第2項の規定によって、

当選の告知をします。

《白山野々市広域事務組合議会議員選挙》

◇議長 苗代 実

追加日程第12 選挙第7号『白山野々市広域事務組合議会議員選挙』を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

白山野々市広域事務組合議会議員に西田時雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名をしました西田時雄君を白山野々市広域事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました西田時雄君が白山野々市広域事務組合議会議員に当選されました。

只今、白山野々市広域事務組合議会議員

に当選されました西田時雄君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

《石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙》

◇議長 苗代 実

追加日程第13 選挙第8号『石川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙』を行います。

お諮り致します。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に苗代 実を指名します。

お諮りします。

ただいま、指名をしました私を石川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、只今指名しました苗代 実が石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま、石川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選された苗代 実が議場におります。

会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。

《監査委員選任の同意》

◇議長 苗代 実

追加日程第 14 議案第 19 号『川北町監査委員選任につき同意を求めることについて』を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、田中秀夫君の退場を求めます。

(7 番 田中秀夫退場)

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

それでは提案理由に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、先般、実施されました統一地方選挙での議会議員選挙におきまして、めでたく当選をされました。心からお祝いを申し上げます。

そして只今は、新しい議会の組織が、滞りなく出来ましたことを、お喜び申し上げます。

私も今回の選挙により、町民の皆様をはじめ、多くの方々より、温かいご支持と、ご支援を賜り、引き続き三期目の町政の舵取りを担うこととなりました。

新時代の「令和」を迎え、今後は、各種施策を一步一步、確実に進め、町の発展と町民の幸せのため「粉骨砕身」、全力でその重責を果たして参りたいと考えております。

何とぞ議員の皆様方のご指導、ご協力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。議案第 19 号「監査委員選任につき同意を求めることについて」であります。

この度、議会議員から選任しておりました監査委員の坂井 毅さんは、4 月 29 日で任期が満了致しました。

その後任につきまして、慎重に検討を致しましたところ、新たに田中秀夫さんを議会選出監査委員に選任したいと思います。

田中さんは、総務産業常任委員長や副議長の経験者でもあり、豊かな識見を備え、適任であると思っておりますので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により提案するものであります。

議員各位のご同意を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明と致します。

◇議長 苗代 実

これをもって、提案理由の説明を終わります。

本案件は、人事に関する案件でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決を致したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略することに決定しました。

これから、議案第 19 号『川北町監査委員選任につき同意を求めることについて』を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成する方は、起立願います。

(起立 8 名)

はい、起立全員です。

したがって、議案第 19 号『川北町監査委員選任につき同意を求めることについて』は、同意することに決定致しました。

田中秀夫君の入場を求めます。

(7 番 田中秀夫議員入場)

《閉 議・閉 会》

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しましたので、令和元年第 2 回川北町議会臨時会を閉会いたします。

これにて散会します。

(午後 1 時 49 分)